

通所リハビリ事業所（千鳥橋病院附属 城浜診療所）の概要

1. 当事業所の概要

(1) 当事業所の相談窓口 電話 092-671-3031

(2) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

指定番号	通所リハビリ 4010319376	提供地域	福岡市東区
------	-------------------	------	-------

(3) 当事業所の営業時間

営業日	月曜日～金曜日	利用定員	20名
提供時間	午前10時00分～午後3時10分	休日	土曜日・日曜日・祝日・12/30～1/3

2. 職員の勤務体制

管理者（医師）	常勤1名	理学療法士・作業療法士	1名以上
サービス提供者（看護師）	1名以上	サービス提供者（介護職員）	1名以上

3. サービス内容

- (1) 居宅と事業所間の送迎 (2) リハビリテーション、機能訓練 (3) 入浴介助、食事介助、排泄介助
(4) 運動機能向上の実施指導 (5) 季節行事、趣味活動など (6) その他の介護相談など

4. 利用料

- (1) 利用料 ⇒ 要介護認定者等の方の利用料は介護保険負担割合証に記載された割合。
(2) 実費 ⇒ 食費一食あたり420円をいただきます。
(3) その他 ⇒ 材料費代などが発生する場合は、事前に説明の上、実費をいただきます。

5. 当事業所の特徴など

運営方針

- (1) 当事業所の従業員は、要支援、要介護等が居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。
(2) 当事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
(3) 事業の運営にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容に関する苦情の対応

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」の通り

7. 事故発生時の対応

利用者の健康状態が急変したとき場合は、医師に連絡し必要な処置を取るとともに、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡することとします。また、事故など発生の場合、利用者の安全確保を最優先すると共に、速やかにご家族および関係市町村に連絡することとします。それ以外の必要な措置も講じます。

8. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

9. 秘密保持

- (1) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で得た利用者及びその家族に関する個人情報、利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。
(2) 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該利用者及び家の個人情報を用いません。

10. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にともなって当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社	保険名：民医連・介護事業所責任保険
----------------------	-------------------